

議案第36号

富士見市議会の個人情報の保護に関する条例の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

富士見市議会の個人情報の保護に関する条例の制定に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月13日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

富士見市議会の個人情報の保護に関する条例の制定に伴い、富士見市議会の個人情報の保護に関する条例の制定に伴う関係条例の整備に関する条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市議会の個人情報の保護に関する条例の制定に伴う関係条例の整備に関する条例

(富士見市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第1条 富士見市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成15年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「富士見市情報公開条例（平成13年条例第26号。次条において「情報公開条例」という。）第18条第1項及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項」を「富士見市情報公開条例（平成13年条例第26号。以下「情報公開条例」という。）第18条第1項、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項及び富士見市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第1号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第45条第1項」に改める。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 諮問実施機関 情報公開条例第18条第1項、個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項又は議会個人情報保護条例第45条第1項の規定により諮問をした実施機関をいう。

第2条に次の1号を加える。

(4) 議会保有個人情報 議会個人情報保護条例第20条第5号ア、第35条第1項又は第42条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（議会個人情報保護条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。）をいう。

第7条第1項中「、公文書」を「、公文書等（公文書及び議会保有個人情報をいう。以下同じ。）」に、「提示された公文書」を「提示された公文書等」に改め、同条第3項中「公文書」を「公文書等」に改め、同条第4項中「情報公開条例第18条第1項の規定により諮問をした実施機関又は同条第3項第1号」を「情報公開条例第18条第1項又は議会個人情報保護条例第45条第1項の規定により諮問

をした実施機関若しくは情報公開条例第18条第3項第1号又は議会個人情報保護条例第45条第2項第1号」に改める。

第10条及び第11条第1項中「公文書」を「公文書等」に改める。

第11条第2項中「法第106条第2項」を「個人情報保護法第106条第2項」に改める。

第13条に次の1項を加える。

- 2 審査会は、議会個人情報保護条例第45条第1項に規定する諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを同条第2項第1号に規定する審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(富士見市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正)

第2条 富士見市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成15年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 富士見市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第1号）第50条

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。